

# 教育訓練給付金制度

※社会人の方が対象

本校独自の学費サポート制度(P13)とも併用が可能です。

## ○教育訓練給付金制度について

働く方のスキルアップを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とした雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす雇用保険の被保険者(在職者)、または被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣の指定する教育訓練の講座を受講し修了した場合、本人が支払った教育訓練経費(学費)がハローワークより支給される制度です。

### 〈教育訓練給付制度の詳細〉

#### ①雇用保険の被保険者の方(在職者)

教育訓練の受講開始日に雇用保険の被保険者である方のうち、被保険者として雇用された期間が3年以上ある方。

#### ②雇用保険の被保険者であった方(離職者)

受講開始日時点で被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日(離職日の翌日)以降から受講開始日までが1年以内であり、かつ被保険者として雇用されていた期間が3年以上ある方。

※上記①・②ともに、初めて教育訓練給付金の支給を希望される方については、被保険者として雇用された期間が2年以上あれば支給が可能です。

(ただし、平成26年10月1日以前に教育訓練給付金の支給をされたことがある場合は、前回の受講開始日から今回の受講開始日までに通算して2年以上の被保険者雇用期間が必要です。)

### 〈学科別の支給額〉

#### ● 総合調理学科

	1年次	2年次	卒業後	合計
学費	120万円 (入学金含む)	112万円	—	232万円
教育訓練給付金支給額	40万円	40万円	32万円 <sup>※1</sup>	112万円
※2 【実質負担額】 120万円				

#### ● 製菓製パン総合学科

	1年次	2年次	卒業後	合計
学費	123万円 (入学金含む)	115万円	—	238万円
教育訓練給付金支給額	40万円	40万円	32万円 <sup>※1</sup>	112万円
※2 【実質負担額】 126万円				

※1: 卒業後の給付は、資格取得等をし、かつ教育訓練を修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された、または雇用されている場合となります。

※2: 別途、教材教具費・諸費は必要となります。(合計約30万円 ※年度により若干の変動あり)

### 〈申請の流れ〉

